

第百四十五回 参議院農林水産委員会會議録第十号

平成十一年四月十三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月三十日

小川 敏夫君

補欠選任
北澤 俊美君

三月三十一日

北澤 俊美君

補欠選任
小川 敏夫君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

野間 超君

岩永 浩美君

三浦 一水君

和田 洋子君

須藤美也子君

村沢 牧君

委員

岸 宏一君

国井 正幸君

佐藤 昭郎君

中川 義雄君

長峯 基君

森下 博之君

小川 敏夫君

久保 巨君

郡司 彰君

風間 昶君

木庭健太郎君

大沢 辰美君

谷本 巍君

阿曾田 清君

石井 一二君

国務大臣

農林水産大臣

中川 昭一君

政府委員

農林水産省農産

樋口 久俊君

農林水産省畜産

本田 浩次君

事務局側

常任委員会専門

鈴木 威男君

本日の會議に付した案件

○持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(内閣提出)

○肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(内閣提出)

○委員長(野間超君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案、肥料取締法の一部を改正する法律案及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中川農林水産大臣。

○国務大臣(中川昭一君) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案、肥料取締法の一部を改正する法律案並びに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案につきま

して、これらの提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

我が国農業が、食料の供給や国土・自然環境の保全といった多様な役割を果たしていくためには、環境と調和しつつ持続的に発展できるという

農業本来の特質を生かす観点に立ち、土づくりと化学肥料や化学農薬の使用の低減をあわせて行う持続性の高い農業生産方式の普及浸透を図る必要がありますが、このような農業生産方式の農業者段階における取り組みは不十分な状況にあります。

また、土づくりに不可欠な資材である堆肥等特殊肥料についても、その品質表示には統一的な基準がなく、適切な施用を行うことが困難であるという問題が生じております。

さらに、家畜排せつ物は、堆肥の主要な原料として農産物や飼料作物の生産に有効に利用されてきたところでありますが、近年、畜産経営の急激な大規模化の進行、高齢化に伴う農作業の省力化等を背景として、資源としての利用が困難になりつつある一方、地域の生活環境に関する問題も生じているところであります。

このような状況を踏まえ、持続性の高い農業生産方式の導入の促進、堆肥等特殊肥料の適切な施用の促進及び品質の保全、並びに畜産業における家畜排せつ物の適正な管理の確保及び有効利用の促進に関する措置を総合的に講ずることとし、これらの法律案を提出した次第であります。

次に、これらの法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

まず、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案についてであります。

第一に、都道府県は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を策定し、導入すべき持続性の高い農業生産方式を地域の実情を踏まえて具体的に定めることとしております。

第二に、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた農業者に対し、農業機械の購入等に必要となる農業改良資金の償還期間の特例等の措置を講ずることと

してあります。

続きまして、肥料取締法の一部を改正する法律案についてであります。

第一に、有害成分を含有するおそれが高い汚泥等を原料として生産される特殊肥料を普通肥料に移行させ、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項についての規格を定めることとしてあります。

第二に、農林水産大臣は、特殊肥料について品質に関する表示の基準を定めるとともに、その生産業者等に対し、指示及び公表の措置をとることができることとしてあります。

最後に、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案についてであります。

第一に、農林水産大臣が家畜排せつ物の処理または保管の用に供する施設の構造設備等に関する基準を定め、これに基づき、都道府県知事が畜産業を営む者に対して必要な指導・助言、勧告、命令を実施することとしてあります。

第二に、家畜排せつ物の利用の促進のため、農林水産大臣が策定する基本方針に即して都道府県が計画を作成し、畜産業を営む者が都道府県の計画に沿って施設を整備しようとするときは、都道府県知事の認定を受け、農林漁業金融公庫の融資を受けることができることとしてあります。

以上がこれら三法案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(野間超君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、農・林・漁業の振興策拡充に関する請願
(第一〇七二号)

第一〇七二号 平成十一年三月十九日受理

農・林・漁業の振興策拡充に関する請願
請願者 静岡県富士市神谷七ノ二ノ五
丹羽一雄 外二十四名

紹介議員 照屋 寛徳君

多くの国民は安心して暮らせる地域づくりを願っている。しかし、地域経済の主役である中小企業の倒産は増大し、農村地域では米価の更なる低落と一層の減反の押し付けで農家は生産意欲をなくしている。一方、平成十二年四月実施の介護保険制度では、基盤整備の遅れをそのままに国はその運営を自治体に押し付けている。この背景には大型公共事業や大銀行へは湯水のごとく税金を使い、社会保障や暮らし、中小企業や農・林・漁業には税金を使わない財政運営がある。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、安心して暮らせる地域をつくるため、次のことを実現すること。

1 農・林・漁業の振興のための施策を拡充すること。

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案
一、肥料取締法の一部を改正する法律案
一、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律

第一条 この法律は、持続性の高い農業生産方式

の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であつて、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

一 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であつて、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
二 肥料の施用に関する技術であつて、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの
三 有害動植物の防除に関する技術であつて、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの

(導入指針)

第三条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針(以下「導入指針」という。)を定めるものとする。

2 導入指針においては、都道府県における主要な種類の農作物については、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容
二 前号に該当する農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項
三 その他必要な事項

3 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、導入指針を変更するものとする。

4 都道府県は、導入指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ばならない。

(導入計画の認定)

第四条 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(以下「導入計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標
二 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項
三 その他農林水産省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(導入計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、認定農業者が前条第一項の認定に係る導入計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。)に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(農業改良資金助成法の特例)

第六条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条第一項の生産方式改善資金のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農業者が認定導入計画に従って持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものの償還期間

(据置期間を含む。)は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

(課税の特例)

第七条 認定農業者が認定導入計画に従って取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(援助)

第八条 国及び都道府県は、認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うよう努めるものとする。

(報告徴収)

第九条 都道府県知事は、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

肥料取締法の一部を改正する法律案

肥料取締法の一部を改正する法律

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ

第七條ただし書中「省令で定める肥料」の下に及び第四條第一項第三号に掲げる肥料」を加え

2 農林水産大臣は、前項の指示に従わない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

第三十一条第二項中「違反したとき」の下に「(表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。)」を加える。

府県知事が同法第二十二條第一項の規定により届け出られている同項第二号に掲げる名称の特殊肥料であつて新法第四條第一項第三号に該当するものについて生産業者、輸入業者又は販売業者に対してした処分は、新法第三十一條第一項又は第三項の規定により農林水産大臣がした

第四条 都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従つた家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導

及び助言をすることができ。

(勧告及び命令)

第五條 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができ。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができ。

(報告の徴収及び立入検査)

第六條 都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度において、畜産業を営む者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、畜産業を営む者の事業場に立ち入り、家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設の構造設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(基本方針)

第七條 農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

二 処理高度化施設(送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。)の整備に関する目標の設定に関する事項

三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の

向上に関する基本的事項

四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県計画)

第八條 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県計画においては、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、基本方針の内容に即するものでなければならない。

一 家畜排せつ物の利用の目標

二 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

三 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研究の実施その他の技術の向上に関する事項

四 その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該都道府県計画に定める前項第一号及び第二号に掲げる事項について、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

(処理高度化施設整備計画の認定)

第九條 畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画(以下「処理高度化施設整備計画」という。)を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受け

ることができる。

2 処理高度化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 処理高度化施設の整備の目標

二 処理高度化施設の整備の内容及び実施時期

三 処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その処理高度化施設整備計画が、都道府県計画に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(計画の変更等)

第十條 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画を変更しようとするときは、当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る処理高度化施設整備計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定処理高度化施設整備計画」という。)に従って処理高度化施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第十一條 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、第九條第一項の認定を受けた者に対し、認定処理高度化施設整備計画に従って処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通すること困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第二項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項及び第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」と、同法第三十六条第三号中「第十八条の三」とあるのは「第十八条の三まで及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第一一条第一項」とする。

(研究開発の推進等)

第十二條 国及び都道府県は、家畜排せつ物のたい肥化その他の利用の促進に必要な技術の向上を図るため、技術の研究開発を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(報告の徴収)

第十三條 都道府県知事は、第九條第一項の認定を受けた畜産業を営む者に対し、認定処理高度化施設整備計画の実施状況について報告を求めることができる。

(経過措置)

第十四條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十五條 第五條第二項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六條 第六條第一項若しくは第十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、米関税化に関する国内法の改正反対等に関する請願(第一二一九号)(第一二二二号)
- 一、食料自給率引上げ、セーフガード(緊急輸入制限)の発動に関する請願(第一二三三号)
- 一、食料自給率の引上げ等に関する請願(第一二二六号)
- 一、米関税化に関する国内法の改正反対等に関する請願(第一三〇四号)(第一三〇五号)

第二一九号 平成十一年三月二十六日受理
米関税化に関する国内法の改正反対等に関する請願

請願者 大阪府八尾市八尾木五ノ一三七
湯川喜朗 外百三名

紹介議員 須藤美也子君

政府は今年四月からの米の輸入関税化を決定したが、関税化してもミニマムアクセス(輸入義務)米は増え続け、また政府が「高関税だから輸入はストップできる」とする関税率は、従量税に切り替えたことにより四百%から七百%でしかなく、しかも毎年引き下げる義務があり、「輸入禁止的」水準とはいえない。これでは日本の米は壊滅的な打撃を受け、消費者も輸入米を日常的に食べさせられることになる。WTOの次期交渉では協定実施の影響や非貿易的関心事項(食料安保・環境保全)などを考慮することになっており、農産物輸出国優位の協定を改定し、各国の食料主権を保障

するよう主張することこそ政府のとるべき態度である。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

- 一、米関税化に関する国内法(食糧法・食糧会計法・関税定率法など)の改定を行わないこと。
- 二、国民に安全な食料を安定的に供給するため、(一)食料自給率目標を設定し、(二)主な農産物の再生産を保障する価格保障を充実させること、(三)中山間地農業に環境保全を考慮して選別することなく所得補償措置を講ずること、(四)農地を保全し家族的農業を発展させるため、株式会社社の農地取得を認めないこと。

第二二二二号 平成十一年三月二十六日受理
米関税化に関する国内法の改正反対等に関する請願

請願者 宮城県岩沼市大手町八ノ一九 橋元みつ子 外三十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第二二三三号 平成十一年三月二十六日受理
食料自給率引上げ、セーフガード(緊急輸入制限)の発動に関する請願

請願者 岡山市大窪七〇ノ一四 宇垣信子 外七名

紹介議員 井上 美代君

日本は今でも世界で最低クラスの食料自給率(四十二%)であり、七千万人分を輸入に依存している。政府の西暦二〇一〇年(平成二十二年)見通しでは、国民一人当たりの供給熱量が半減すると予測している。一方、輸入食品の安全基準とチェック体制が緩められたため、総理府の調査によっても国民の八十三・四%が高くて国内での生産を望んでいる。また、農産物の総輸入自由化、農業保護の削減を義務付けたWTO農業協定以後、米を始めとする野菜、果実、畜産物の暴落は激しく、農民の生産意欲は減退し、耕作放棄地

も増え続けている。国民に安全な食料を安定的に供給するため、農政を転換し農業を立て直すことは、国民的課題である。

ついては、次の措置を採らねばならない。

- 一、国民に安全な食料を安定的に供給するため、政府は食料自給率引上げ目標を設定すること。
- 二、日本農業を立て直すため、(一)主な農産物の再生産を保障する価格保障を充実させること、(二)中山間地農業に環境・国土保全を考慮した所得補償を行うこと、(三)農地を保全し、家族農業を発展させるためにも株式会社社の農地保有を許さないこと。
- 三、WTO「セーフガード協定」を活用し、セーフガード(緊急輸入制限)を機敏に発動すること。

第二二六号 平成十一年三月二十六日受理
食料自給率の引上げ等に関する請願

請願者 千葉県茂原市早野一、六三八ノ二 一 小高美記子 外七百七十五名

紹介議員 井上 美代君

安全で安定した食料を国民に供給するという国の責任を果たすため、次の事項について実現を図られたい。

- 一、輸入に頼る政策をやめ、食料自給率を引き上げる政策に転換すること。
- 二、農業を国の大事な産業として位置付け、家族農業経営と地域農業を守るため、価格保障を充実させ株式会社社の農地取得を許さず中山間地に所得保障をするなど、あらゆる施策を進めること。

第一三〇四号 平成十一年三月三十日受理
米関税化に関する国内法の改正反対等に関する請願

請願者 広島県高田郡甲田町大字上甲立一六三 沖田里史 外二百九十六名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

第一三〇五号 平成十一年三月三十日受理
米関税化に関する国内法の改正反対等に関する請願

請願者 愛知県一宮市大江二ノ七二四 三輪康彦 外八十五名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一二一九号と同じである。

平成十一年四月十六日印刷

平成十一年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B